証券コード　3920
平成27年11月26日

株　主　各　位

東京都中央区新川一丁目８番８号
ア　イ　ビ　ー　シ　ー　株　式　会　社
代表取締役社長　加　藤　裕　之

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年12月10日（木曜日）午後５時45分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　　平成27年12月11日（金曜日）午前10時

2. **場　　所**　　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目１番１号
ロイヤルパークホテル　２階　東雲
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

3. **目的事項**

報告事項　　第13期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項　　議案　監査役１名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.ibc21.co.jp/）において修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日本銀行による経済政策・金融政策の効果や原油価格下落の影響等により、企業収益、雇用及び所得環境の改善傾向が見られ、緩やかな回復基調が継続しておりましたが、一方で中国を中心とした海外景気の下振れ等により、先行きについては不透明な状況にありました。

情報サービス業界においては、データをインターネット上で管理するクラウドコンピューティングや大量のデータを分析して傾向を把握するビッグデータの活用の他、情報・通信機器のみならず、様々な“モノ” をインターネットに接続する“モノのインターネット（Internet of Things ： IoT)”といわれる技術などにも注目が集まっております。その一方で、適正なシステム投資やシステムの運用コスト削減は各企業にとって継続的な経営課題となっております。

このような環境の中、当社は、システムの運用コスト削減、安定稼働、稼働品質向上を目的に、複雑かつブラックボックス化したシステムの問題予兆を早期に捉える性能監視ツール「System Answer G2」の独自開発・機能拡張・販売・サポートを中核に事業を展開して参りました。

当事業年度においては、ライセンスの販売において、パートナー企業との連携強化等により、新規顧客獲得を積極的に進めるとともに、既存顧客における当社従来製品から「System Answer G2」への切り替えや契約更新の組織的促進を行って参りました。また、サービスの提供においては、ライセンス販売における受注数・受注規模の拡大と連動し、当社製品の導入・運用支援やカスタマイズ関連サービス等が好調に推移いたしました。その結果、ライセンスの販売については売上高801,354千円、サービスの提供については売上高119,426千円となりました。また、その他物販については売上高56,274千円となりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高977,054千円（前期比21.1％増)、営業利益319,451千円（前期比47.8％増)、経常利益301,561千円（前期比35.0％増)、当期純利益182,705千円（前期比36.4％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は13,948千円で、その主なものは以下のとおりであります。

① 社内サーバー環境整備等によるもの	8,014千円
② System Answer G2の機能強化によるもの	4,333千円

(3) 資金調達の状況

当事業年度中において、当社は東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、平成27年９月14日を払込期日として、公募増資による160,000株の新株発行により429,824千円、及び平成27年９月29日を払込期日として、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行った55,400株の第三者割当増資により148,826千円の資金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社では、中長期的に継続した企業成長により企業価値の最大化を図るうえで、以下の項目を対処すべき重要な経営課題と考えております。

① 「System Answer シリーズ」のブランディング及び認知度向上

当社が独自に開発し、製造・販売する「System Answer シリーズ」のブランディングを強化する為、今後も積極的に展示会への出展やセミナーの開催を行います。また、当社のWEBサイトを充実することで、より多くの顧客に対して認知度を高めて参ります。

② 販売チャネルの拡充

既存パートナー企業との連携を強化するとともに、新規パートナー企業を開拓することで販売チャネルのさらなる拡充を図って参ります。

③ 「System Answer G2」の機能拡張

「System Answer G2」に続く新たな管理手法である情報監視に向けて開発を進めて参ります。情報監視とは、コンピューター・ネットワークシステム運用時に発生する数々の問題を的確に判断する為の情報や根拠をいち早く把握する為の監視手法です。具体的には、機器の履歴管理、高負荷時の影響度把握、監視の見落とし防止、派生アラートの集約、監視の自動化、仮想化監視機能の強化、API機能の強化などを取り入れた、付加価値の高い後継製品を開発して参ります。

④　顧客満足度の向上とソリューション強化

顧客満足度を高める為、顧客先において日々収集される膨大な性能情報や、要望や課題などを基に、機器性能指標コンテンツ(*)のサービス提供や付加価値の高いソリューションサービスの強化、展開を進めて参ります。

(*) 機器性能指標コンテンツ

顧客ごとの日々収集される性能情報をクラウドに集約し、統計解析結果を提供するサービス。

⑤　人材の確保と育成強化

事業の拡大及び成長の為には、より高い専門性を有する人材の確保とともに、既存社員の能力及びスキルの底上げが重要な課題となります。この課題に対処する為に、有能な人材を採用するとともに、新卒社員の採用とその育成を積極的に推進して参ります。

株主の皆様におかれましては、以上のような考え方にご理解をいただき、今後とも格別のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第10期 (平成24年９月期)	第11期 (平成25年９月期)	第12期 (平成26年９月期)	第13期 (当事業年度) (平成27年９月期)
売上高(千円)	460,303	641,894	807,113	977,054
経常利益(千円)	54,591	102,366	223,351	301,561
当期純利益(千円)	31,270	47,818	133,905	182,705
１株当たり当期純利益(円)	34.18	52.26	146.34	184.16
総資産(千円)	399,671	525,899	703,589	1,482,287
純資産(千円)	192,198	234,526	362,942	1,168,098
１株当たり純資産額(円)	209.82	256.08	396.43	865.64

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．当社は、平成27年５月28日付で普通株式１株につき500株の株式分割を行っておりますが、表中では、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 主要な事業内容（平成27年９月30日現在）

・ネットワークシステム性能監視ツールの開発・販売・サポート
・ネットワークシステムの性能評価サービス
・ネットワークシステムの設計・構築、コンサルティング
・その他各種機器、ソフトウエアの販売

(7) 主要な営業所（平成27年９月30日現在）

本　　社	東京都中央区新川一丁目８番８号
西 日 本 事 業 所	大阪府大阪市淀川区西中島六丁目６番17号

(8) 従業員の状況（平成27年９月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
47名	13名増	34歳４ヵ月	３年１ヵ月

（注） 従業員数が前期末に比較して増加した主な理由は、事業拡大及び上場に向けた体制整備によるものであります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

（ⅰ）取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項

当社の親会社等は、当社代表取締役社長加藤裕之であります。当社と親会社等との取引に際しましては、当社の採算を考慮の上、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件で行われることなどに留意しております。

（ⅱ）当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等との取引については、上記（ⅰ）に記載の取引条件であることを確認しており、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

（ⅲ）取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年９月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	86,552千円
株式会社みずほ銀行	12,780千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	12,507千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年９月15日に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。

2. 株式の状況（平成27年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 5,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,349,400株

(3) 株主数 1,232名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
加藤 裕之	579,000株	42.9%
プラスフジ株式会社	125,000株	9.3%
アライドテレシスホールディングス株式会社	106,200株	7.9%
株式会社ＳＢＩ証券	50,900株	3.8%
岩井 靖	35,000株	2.6%
村上 彰	20,000株	1.5%
日本証券金融株式会社	18,500株	1.4%
髙木 弘幸	15,000株	1.1%
野村證券株式会社	14,100株	1.0%
ＧＭＯクリック証券株式会社	13,200株	1.0%

(5) その他株式に関する重要な事項

① 当社は、平成27年４月27日開催の取締役会決議に基づき、平成27年５月28日付で普通株式１株につき500株の株式分割を実施いたしました。これにより発行済株式総数が913,170株増加し、915,000株となりました。また、当該株式分割に伴い、平成27年５月28日付で発行可能株式総数が4,990,000株増加し、5,000,000株となりました。

② 当社は、平成27年４月27日開催の取締役会決議に基づき、平成27年５月28日付で１単元を100株とする単元株制度を導入いたしました。

③ 当社は、平成27年５月29日に新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が200,000株増加しております。

④ 当社は、平成27年９月15日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したことに伴う、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資により、発行済株式総数が215,400株増加しております。

⑤ 上記の他、平成27年９月に行われた新株予約権の行使により、発行済株式総数が19,000株増加しております。

3. 新株予約権等の状況（平成27年９月30日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日	平成19年９月21日	平成27年４月２日
新株予約権の数	22個	77個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　11,000株	普通株式　38,500株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払込は要しない	新株予約権と引き換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の金額	新株予約権１個当たり 100,000円（１株当たり200円）	新株予約権１個当たり 600,000円（１株当たり1,200円）
権利行使期間	平成21年９月22日から平成28年９月26日まで	平成29年４月３日から平成37年４月２日まで
行使の条件	（注）１	（注）３
役員の保有状況	（注）２	（注）４

（注）１．第３回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
① 新株予約権者は、権利行使時において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を有していることを要する。
② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
③ その他の条件は、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権引受契約書」に定めるところによる。

２．第３回新株予約権について、役員の保有状況は、以下のとおりであります。

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	21個	普通株式 10,500株	２名
監査役	１個	普通株式　500株	１名

なお、上記の内、取締役１名、監査役１名に付与している新株予約権は、取締役及び監査役就任前に付与されたものであります。

３．第４回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
① 新株予約権者は、権利行使時において当社、当社の子会社、当社の関連会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準じる地位を有していることを要する。
② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
③ その他の条件は、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

４．第４回新株予約権について、役員の保有状況は、以下のとおりであります。

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	70個	普通株式 35,000株	３名
監査役	７個	普通株式　3,500株	１名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

	第４回新株予約権
発行決議日	平成27年４月２日
新株予約権の数	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　50,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の金額	新株予約権１個当たり　600,000円 （１株当たり　1,200円）
権利行使期間	平成29年４月３日から 平成37年４月２日まで
行使の条件	（注）１
使用人等への交付状況	（注）２

（注）１．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
① 新株予約権者は、権利行使時において当社、当社の子会社、当社の関連会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準じる地位を有していることを要する。
② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
③ その他の条件は、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
２．使用人等への交付状況は、以下のとおりであります。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	100個	普通株式 50,000株	37名

(3) その他新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加 藤 裕 之	
常務取締役	岩 井 靖	営業部長
取 締 役	北 村 博	企画部長
取 締 役	吉 田 知 史	経営管理部長
取 締 役	髙 木 弘 幸	
監査役（常勤）	八 代 博 隆	
監 査 役	奥 村 太久実	むさしの税理士法人代表社員、 有限会社ティーワイズ・アカウンティング代表取締役
監 査 役	望 月 明 彦	望月公認会計士事務所代表

（注）１．取締役の髙木弘幸氏は、社外取締役であります。
２．監査役の奥村太久実氏及び望月明彦氏は、社外監査役であります。
３．監査役の奥村太久実氏は、経営学修士を取得するとともに、税理士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役の望月明彦氏は、経営学修士を取得するとともに、公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当社は、髙木弘幸氏、奥村太久実氏及び望月明彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
６．平成27年５月28日開催の臨時株主総会において、当社株式の譲渡制限の廃止を決議し、同日をもって、取締役及び監査役全員の任期満了となることに伴い、上記取締役及び監査役全員が選任され、同日付でそれぞれ就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く）１名及び監査役３名全員との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任について、責任の原因となった職務の遂行につき、善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	４名	84,300千円
監 査 役 （うち社外監査役）	３名 （ ２名）	11,340千円 （ 2,400千円）
合 計 （うち社外役員）	７名 （ ２名）	95,640千円 （ 2,400千円）

（注）１．取締役及び監査役の報酬額は、平成18年９月26日開催の臨時株主総会において、取締役が年額３億円以内、監査役が年額５千万円以内と決議いただいております。なお、平成27年４月２日開催の臨時株主総会において、当該報酬額とは別枠で、取締役及び監査役に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の報酬額を決議いただいております。その額については、取締役につき、第４回新株予約権70個分の公正な評価額、監査役につき、第４回新株予約権７個分の公正な評価額を上限とすることとしております。

２．当事業年度末日現在の取締役は５名（うち社外取締役１名）、監査役は３名（うち社外監査役２名）であります。上記の社外役員の員数と相違しているのは、無報酬の社外取締役が１名在任しているためであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・社外監査役奥村太久実氏及び社外監査役望月明彦氏の各氏の重要な兼職先については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

・社外監査役奥村太久実氏及び社外監査役望月明彦氏の各氏の上記兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	髙　木　弘　幸	当事業年度に開催された取締役会31回の全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	奥　村　太久実	当事業年度に開催された取締役会31回、監査役会15回の全てに出席し、主に税理士としての豊富な経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	望　月　明　彦	当事業年度に開催された取締役会31回、監査役会15回の全てに出席し、主に公認会計士としての豊富な経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,800千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度の任意監査の実績等を確認及び検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の決議をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

〔内部統制システムの概要について〕

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程及び関係会社規程に基づき、企業倫理の徹底に向けた社内教育を行うとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合に内部通報を機能させて社内の自浄作用を高めるように努めます。

ロ．当社及び当社子会社の各部門を担当する取締役は、担当部門におけるコンプライアンス、企業倫理の状況を管理・監督し、使用人への適切な教育・啓発を行います。

ハ．当社の内部監査室は、当社及び当社子会社のコンプライアンスの状況に関して内部監査を行います。

ニ．当社は、当社及び当社子会社の取締役会・監査役会をはじめ、当社内及び当社子会社内の重要な会議をとおして、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するとともに、相互のチェックによる内部統制機能の強化を図ります。

ホ．当社は、内部通報規程に基づき、当社及び当社子会社におけるコンプライアンス体制を有効に機能させ、コンプライアンス経営への取組みを強化します。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ．当社は、取締役会その他重要な会議の議事録などの取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して文書管理規程に基づき保存対象文書、保存期間を定め経営管理部長を文書管理責任者として、適正に保存及び管理を行います。

ロ．当社は、取締役及び監査役からこれらの文書等の閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧に供するものとします。

ハ．当社は、関係会社規程に基づき、当社子会社の取締役に対し、当社子会

社における取締役会その他各種会議の議事録の写し等の文書を当社に提出させること等により、当社子会社における職務執行に係る事項を報告させます。また、当該提出を受けた文書については、当社担当部署で適正に保存・管理します。また、当該資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧可能とします。

③　当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、当社及び当社子会社の様々な経営危機に対するリスク管理体制の確立を積極的に推し進めます。

ロ．当社及び当社子会社のリスク管理に関しては、事前に事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが顕在化する場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとります。

ハ．当社及び当社子会社のリスクが顕在化した場合は、経営トップに対して迅速・正確に情報を伝達し、当社グループを挙げて処置にあたり、リスク処理完了後においては再発防止策を策定し実行する等、組織的なリスク管理を行います。

ニ．当社及び当社子会社の各部門は、関連規程に則り、自部門のリスクを調査・把握し、各部門責任者において管理を行います。

ホ．当社は、代表取締役社長に直属する部署として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、当社及び当社子会社における業務監査の状況を評価するとともに、必要に応じて直接業務監査を実施します。

④　当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。当社は、迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、経営会議を設けます。また、当社子会社の取締役会は各社の事情に応じつつ法令を遵守して定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保します。

ロ．取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程において、当社及び当社子会社の取締役及び使用人の役割と職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、職務権限規程を適宜見直し、決裁制度の中で適宜権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保します。

⑤　当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社及び当社子会社は、グループ全体の企業価値向上をめざした経営を行い、社会的責任を全うし、かつグループ会社間における情報の共有化や適時適切な時期での意思決定を行います。

ロ．当社及び当社子会社にとって重要な案件は、必要に応じて当社の取締役会に付議し、関係会社規程及びその他関連諸規程に基づいて、グループ会社の管理監督を実施し、当社子会社は当社に対して適時適切な報告・相談などを行います。

ハ．当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社子会社におけるこれらの業務の実施状況を監査します。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて使用人を配置できる体制とします。

ロ．監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動及び人事評価については、監査役の同意を得るものとするほか、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務しないこととする等、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に努めます。

ハ．監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は、他の業務に優先して監査役の職務の補助業務に従事します。

⑦　当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制、その他当社監査役への報告に関する体制、並びに当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社並びに当社子会社の取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて速やかに必要な報告及び情報提供を行うこととします。

ロ．当社及び当社子会社の監査役が、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる体制とします。

ハ．当社及び当社子会社の監査役が、必要に応じて、内部監査活動を行う内部監査室と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の実効性が確保できる体制とします。

ニ．当社及び当社子会社は、直接又は当社が設置する社内外の通報窓口を通じて間接に当社監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。

ホ．当社監査役は、当社及び当社子会社に対する監査の実施にあたり、必要に応じて外部専門家等を活用します。

ヘ．当社監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、担当部門において当該費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

〔内部統制システムの運用状況の概要について〕

当社は、上記の内部統制システムの概要に基づき、当社及び当社子会社において同概要を具体化するための体制及び規程等を整備し、それらを当社及び当社子会社の役職員に周知徹底しております。また、当社は、内部監査その他の監督制度によって役職員が内部統制システムを具体化した規程等を遵守しているか否かを随時確認しておりますが、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されています。

〔反社会的勢力排除について〕

① 基本的な考え方

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないことを基本方針としております。また、当社は企業倫理基準を定め、このような基本方針を内外に表明しております。

② 体制の整備

当社は、顧問弁護士等、外部の専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、万が一、反社会的勢力からアプローチがあった場合は、経営管理部を対応統括部署として、関係部署が協力して組織的にかつ速やかに対応することとしております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、事業

の成長や資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上とともに、今後の業績の推移や財務状況等を考慮した上で将来の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案しながら配当を検討していく方針であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、現在当社は成長過程にあると認識しており、事業上獲得した資金については事業拡大のための新規投資等に充当するため、無配とさせていただきたく存じます。株主の皆様には、何卒ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

貸 借 対 照 表

（平成27年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,380,816**	**流動負債**	**274,293**
現金及び預金	872,602	買掛金	24,486
売掛金	475,470	１年内返済予定の長期借入金	73,212
たな卸資産	4,076	リース債務	608
前払金	3,842	未払金	36,793
前払費用	9,121	未払費用	20,085
繰延税金資産	15,702	未払法人税等	82,940
固定資産	**101,470**	未払消費税等	28,536
有形固定資産	**23,445**	前受金	3,740
建物	12,007	預り金	3,891
車両運搬具	679	**固定負債**	**39,895**
工具、器具及び備品	10,758	長期借入金	38,627
無形固定資産	**11,175**	リース債務	1,268
ソフトウエア	11,175	**負債合計**	**314,189**
投資その他の資産	**66,850**	（純資産の部）	
投資有価証券	4,902	**株主資本**	**1,168,098**
関係会社株式	3,940	**資本金**	**402,830**
長期前払費用	2,482	**資本剰余金**	**369,330**
繰延税金資産	3,329	資本準備金	369,330
会員権	26,066	**利益剰余金**	**395,937**
保険積立金	13,893	その他利益剰余金	395,937
敷金及び保証金	12,234	繰越利益剰余金	395,937
		純資産合計	**1,168,098**
資産合計	**1,482,287**	**負債・純資産合計**	**1,482,287**

損　益　計　算　書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		977,054
売上原価		102,739
売上総利益		874,315
販売費及び一般管理費		554,863
営業利益		319,451
営業外収益		
受取利息	22	
その他	1	23
営業外費用		
支払利息	1,505	
株式交付費	6,473	
株式公開費用	9,584	
その他	350	17,913
経常利益		301,561
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		301,561
法人税、住民税及び事業税	117,589	
法人税等調整額	1,266	118,856
当期純利益		182,705

株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成26年10月１日残高	91,500	58,000	58,000	213,232	213,232
事業年度中の変動額					
新株の発行	289,325	289,325	289,325	―	―
新株の発行（新株予約権の行使）	22,005	22,005	22,005	―	―
当期純利益	―	―	―	182,705	182,705
事業年度中の変動額合計	311,330	311,330	311,330	182,705	182,705
平成27年９月30日残高	402,830	369,330	369,330	395,937	395,937

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
平成26年10月１日残高	362,732	210	362,942
事業年度中の変動額			
新株の発行	578,650	―	578,650
新株の発行（新株予約権の行使）	44,010	△210	43,800
当期純利益	182,705	―	182,705
事業年度中の変動額合計	805,366	△210	805,156
平成27年９月30日残高	1,168,098	―	1,168,098

個　別　注　記　表

1.　重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式

移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び原材料並びに貯蔵品　月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用し、建物以外の有形固定資産については、主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数については、以下のとおりであります。

建物	11～18年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	４～15年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

市場販売目的のソフトウエア

見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

なお、見込販売可能期間につきましては、３年と見積もっております。

自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）による定額法によっております。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法
株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項
① 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。
② 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額　35,928千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記
(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式　1,349,400株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式　17,000株

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

未払事業税	5,261千円
未払金	6,843千円
減価償却超過額	1,268千円
一括償却資産	1,326千円
工具、器具及び備品	735千円
関係会社株式	2,614千円
未払費用	3,597千円
繰延税金資産小計	21,646千円
評価性引当額	△2,614千円
繰延税金資産合計	19,032千円
繰延税金資産の純額	19,032千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年10月１日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借り入れ等による方針であります。

なお、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制を構築しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが１年以内の支払期日であります。これらの営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、

資金繰り表を作成するなどの方法により実績管理しております。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的とした長期の借入れであります。長期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り表を作成するなどの方法により実績管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注)２を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	872,602	872,602	―
(2) 売掛金	475,470	475,359	△110
資産計	1,348,073	1,347,962	△110
(1) 買掛金	24,486	24,486	―
(2) 未払金	36,793	36,793	―
(3) 長期借入金(*)	111,839	111,814	△24
負債計	173,118	173,093	△24

(*) １年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注)１．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

当社では、１年超の売掛金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金及び(2) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

固定金利によるものについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似しておりますので、当該帳簿価額によっております。

(注) 2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成27年９月30日)
投資有価証券(非上場)(*)	4,902
関係会社株式(非上場)(*)	3,940

(*) 投資有価証券及び関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	872,602	―	―	―
売掛金	300,332	175,137	―	―
合計	1,172,935	175,137	―	―

(注) 4．長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	73,212	32,147	6,480	―	―	―
リース債務	608	608	608	50	―	―
合計	73,820	32,755	7,088	50	―	―

6. 関連当事者との取引に関する注記

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	氏名	議決権等の所有（被所有）の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	加藤　裕之	被所有 直接 42.9% 間接 9.3%	―	新株予約権の行使	40,000 （注）	―	―

（注）新株予約権の行使につきましては、平成19年6月28日開催の臨時株主総会決議に基づく平成19年６月28日取締役会決議により付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に１株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

7. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　865円64銭

(2) １株当たり当期純利益金額　　184円16銭

(注)当社は、平成27年４月27日開催の取締役会決議に基づき、平成27年５月28日付で普通株式１株につき500株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年10月30日開催の取締役会において、株式分割を行うことについて決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

株式分割を実施し、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成27年11月30日最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式１株につき、４株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数　　：　1,349,400株

今回の分割により増加する株式数　：　4,048,200株
株式分割後の発行済株式総数　　：　5,397,600株
株式分割後の発行可能株式総数　　：20,000,000株

③ 株式分割の日程
基準日公告日　　：平成27年11月13日
基準日　　：平成27年11月30日
効力発生日　　：平成27年12月１日

④ １株当たり情報に及ぼす影響
上記株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算定した、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額は、次のとおりです。

１株当たり純資産額	216円41銭
１株当たり当期純利益金額	46円04銭

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年11月12日

アイビーシー株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　田　俊　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　村　英　紀　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アイビーシー株式会社の平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年10月30日開催の取締役会において、株式分割について決議している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
(1) 事業報告の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月12日

アイビーシー株式会社 監査役会

常勤監査役 八代博隆 ㊞

監査役（社外監査役） 奥村太久実 ㊞

監査役（社外監査役） 望月明彦 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　監査役１名選任の件

監査役奥村太久実氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※ おおしま　あつし 大島　　充史 （昭和49年５月23日）	平成13年10月　朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 平成17年７月　公認会計士登録 平成22年10月　東陽監査法人入所 平成23年８月　株式会社染野屋 非常勤監査役 平成23年12月　大島会計事務所 代表（現任） 平成26年11月　税理士登録 現在に至る	－株

（注）１．※は新任の監査役候補者であります。

２．監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．大島充史氏は社外監査役候補者であります。

４．大島充史氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断したためであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

５．大島充史氏が監査役に選任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

６．大島充史氏が監査役に選任された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

○**会　場**　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目１番１号
ロイヤルパークホテル　２階　東雲
電話 03(3667)1111（代表）

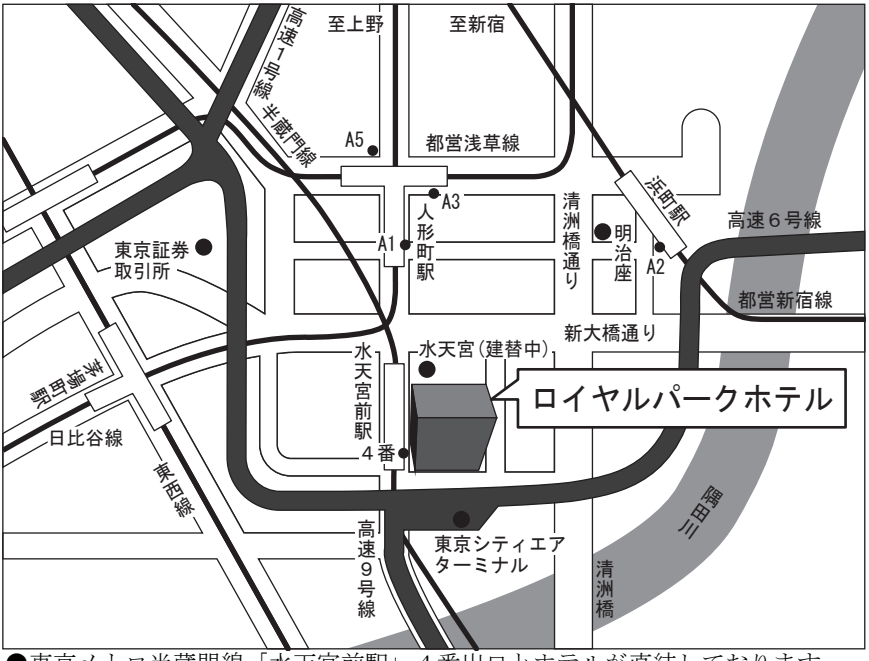

●東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」４番出口とホテルが直結しております。
●東京メトロ日比谷線「人形町駅」Ａ１出口より徒歩約６分
●都営浅草線「人形町駅」Ａ３出口より徒歩約８分